

京都中部広域消防組合告示第14号

京都中部広域消防組合火災予防条例（昭和57年京都中部広域消防組合条例第28号）第46条の2第1項の規定により、次のとおり指定催しを指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年7月11日

京都中部広域消防組合
消防長 田村 康明

指定催しの名称	指定催しの開催日	指定催しの開催場所
市制70周年記念 京都・保津川花火 大会2025	令和7年8月11日	亀岡市保津町 大堰川緑地東公園及び 保津川水辺公園 亀岡市追分町 亀岡駅北口周辺